

令和元年度第1回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会会議録	
日 時	令和元年10月31日（木）10時00分～11時00分
開催場所	関内駅前第二ビル6階 6G会議室
出席者	新保美香委員長、横川剛毅副委員長、相澤史人委員、白石玲子委員、須田幸隆委員、竹下美穂委員、千木良正委員、札本晃子委員、森佳代子委員、吉原明香委員
欠席者	竹下淳子委員、根橋達治委員
開催形態	公開（傍聴なし）
議 題	<p>1 報告 令和元年度 福祉サービス第三者評価の受審状況について</p> <p>2 議題 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会のあり方について</p> <p>3 その他</p>
議 事	
平木課長	<p>ただ今から令和元年度第1回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会を開催いたします。本日は、委員の皆様には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めます、健康福祉局企画課長の平木でございます。</p> <p>まず始めに定足数の御報告をさせていただきます。委員総数12名のうち10名御出席ですので、委員の過半数を満たしていることから、「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱」第5条第3項の規定に基づき、本委員会につきましては、会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>続きまして、会議の公開について御説明いたします。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条により会議は原則公開となっております。本日の議事内容につきましては、議事録を作成させていただき、委員の皆様への御了解をいただいた後に横浜市のホームページで公表させていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、健康福祉局長の田中から御挨拶を申し上げます。</p>
田中局長	<挨拶>
平木課長	<p>それでは、本日の議事に入らせていただきます。</p> <p>ここからの進行につきましては、「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱」第4条第3項に基づき、新保委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
新保委員長	<p><b>1 報告</b> <b>令和元年度 福祉サービス第三者評価の受審状況について</b></p> <p>それでは、報告事項「令和元年度 福祉サービス第三者評価の受審状況」について、事務局から説明をお願いします。</p>

稲垣係長	<資料1に基づき説明>
新保委員長	それでは、ただいまの「令和元年度 福祉サービス第三者評価の受審状況」の報告に対して、各委員から御意見・御質問等がありましたらお願いします。
吉原委員	受審料補助が開始されてニーズとマッチしているのか懸念していましたが、実際に受審件数が伸びている状況を聞き大変嬉しく思います。健康福祉局の皆様の努力によりこのような結果に結びついたと思います。小委員会と委員会の中でも総意としてお願いしたことが結実してよかったです。
竹下(美)委員	保育分野は以前から義務化されていると思いますが、件数増加の要因はありますか。
甘粕課長	保育分野では制度変更は行っていませんが、施設数そのものが増えていることから受審件数も増えているのかと思います。
吉原委員	これからヒアリングを実施すると聞き、大変よいことだと思いました。評価基準が変わり、今後評価機関毎に仕様が変わってくるかと思っています。評価機関にはある程度裁量があり、評価の組み立てやプロセスをそれぞれ決めることができます。 しかし、以前にも申し上げた通り、評価機関毎に仕様が違うにも関わらず公立保育園では一律入札により評価機関が決まります。一方民間保育園はいくつかの評価機関にヒアリングを行い、金額だけでなく自分の園にふさわしい仕様を用いる評価機関を選ぶことができます。公立園の場合は金額のみで決まるので、結果的に園長や職員が目指す施設像の評価にならない場合があるということを聞いています。ヒアリングの際はそのような点にも留意していただけると大変ありがたいと思います。
稲垣係長	県の推進機構で行っていくヒアリングの詳細につきましては、今後具体的に決まっていくこととなりますので、次回以降の運営委員会で意見を発信していきたいと思っています。
新保委員長	他に、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。 それでは、引き続き、地域の運営委員会での意見発信を行っていただくとともに、受審件数増加に向けた取組の推進をお願いします。
新保委員長	<b>2 議題</b> <b>横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会のあり方について</b> 続いて、議題「横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会のあり方」について、事務局から説明をお願いします。

平木課長	<資料2に基づき説明>
新保委員長	ありがとうございました。それでは、ただいまの「本委員会のあり方」についての事務局からの提案に対して、各委員から御意見・御質問等がありましたらお願いします。
須田委員	私は当初から福祉サービス第三者評価制度に携わってきましたが、一つの時代が終わったかなと思って了解しています。
吉原委員	今後は委員会とは形を変えて懇談会形式での継続を予定されているとのことで、大変ありがたいと思います。評価機関のみや施設のみを集まりはあるかと思いますが、第三者評価を軸に違った立場の方が集まって議論をする場は大変貴重だと感じていました。予定されている懇談会では推進機構で進めている取組についての御報告等のほかに、横浜市としてどのような議題等を想定しているのでしょうか。もしお考えがあればお聞かせください。
平木課長	懇談会の詳細につきましては来年度から調整を始めたいと考えておりますが、懇談会の最終的な目的は第三者評価制度などを福祉サービスの質の向上にどうつなげていくかにあるかと思います。それぞれの施設の所管部署と議論をしながら、どういったテーマを設定していくか検討していきたいと考えています。
吉原委員	わかりました。
竹下(美)委員	保育分野に関しては、県域で評価を行っていくという大枠は承知しています。 一方、横浜保育室等市独自の取組があるなかで、保護者として安心して預けられる施設であるよう、市独自の質の保証について引き続き継続して取り組んでもらいたいです。 幼児教育・保育の無償化によってかえって混乱している状況で、実際に地域の方の意見を聞いていると、第二子、第三子の保育料や給食費の問題など無償化に付随して様々な事例があり、不安に思っている人が多いです。標準の基準できちんと評価してもらうことも大切ですが、横浜独自の保育の質を下げないということをお願いしたいです。
平木課長	これまで横浜市では「利用者本人の尊重」を重視した独自基準を設けて運用してきました。今年度から全社協が作成した全国版を県域の基準として使用していますが、先程の説明にもありましたように、県域の基準につきましては現在運用を開始したばかりですので、今後事例を重ねた上で検証して見直しをしていく流れとなっております。全社協が作成した基準に直接手を加えるのか、あるいはガイドラインへの反映で対応していくのかは今後の議論になりますが、県域の運営委員会で検討していくことになると思います。

甘粕課長	<p>第三者評価に直接関わることはありませんが、無償化が始まり認可外保育施設も対象になっているので、市としても巡回訪問等を充実させる方向で検討しております。そういった面も合わせて質を担保していきたいと考えております。</p>
竹下(美)委員	<p>会のホームページを通じて、横浜市に限らず全国から虐待の疑いや保育士のいじめ、大量退職など保育園に対する不安に関する相談が増えてきています。もちろんこれまでもありましたが、無償化もあって保護者の不安も増大していて深刻な相談も受けています。抜き打ちでの訪問等により、認可外の施設の質も守っていただきたいと思います。</p>
横川副委員長	<p>懇談会のメンバーに施設サイドの方も含まれるというニュアンスを感じました。</p> <p>第三者評価の受審はサービスの質の向上が本来の趣旨ですが、副次的なメリットとして、第三者評価を受審することが、利用者にとっての安心と合わせて人材に選ばれるような事業所になるというアピールを今後予定されている懇談会等で発信していただければと思います。高齢分野や障害分野はたくさん事業所があるにも関わらず受審件数は一桁台であるのが現実ですので、ぜひ第三者評価を受審して利用者にも職を探している人にも安心をもたらすような、選ばれるようなブランディングになる、ということを発信していただければと感じました。</p>
平木課長	<p>受審をすることによって、働きやすい職場となり人材が定着する、というような観点もあるかと思います。今回、受審料補助制度を創設してまずは受審をしていただきたいということから相澤委員や他の施設長の方々にアドバイスをいただきました。実際に施設を運営するみなさまからご意見をいただくことは重要な機会であるかと思いますので、生の声をいただきながら、利用者の方と施設で働く職員の方の両方の視点から第三者評価がうまく機能することを目指して、懇談会の設置について検討していきたいと考えております。</p>
吉原委員	<p>横川委員の意見に賛成です。ご回答があったところですが、経済局では横浜型地域貢献企業として最上位認定から普通の認定まで3段階の認定がされていて、上位の認定を受けている企業では、名刺にもその認定マークが刷ってあります。</p> <p>第三者評価は必ずしもAの自己評価を付けるところが良い施設とは限らず、むしろ高みを目指してB・Cを付けることがあり、Aが多い、Bが多いということが重要ではありません。高齢、障害、保護分野につきましては、受審にチャレンジするだけでも相当な負担のある中で取り組む姿勢そのものが本当に素晴らしいと思います。職員が働きやすい職場であるなどマネジメントの部分もかなり評価に含まれています。認定というわけにはいかないのは承知していますが、福祉サービス第三者評価受審施設を示すマークや名刺に刷りたくなるような文言をご検討いただけると、私たちも受審をお勧めする時に言いやすいです。施設を選ぶ際の目安になるという本来の趣旨に対して注目度が高まることが望ましいと改めて思いました。</p>

須田委員	<p>受審料補助は第三者評価制度スタート時もあったかと思いますが、再開したことに特別な理由があるのですか。</p>
平木課長	<p>スタート時から平成 20 年度までも今と同じく半額の助成制度がありました。今回改めて再開した理由ですが、一つは受審件数を伸ばしたい、もう一つは県域での標準評価基準を根付かせ標準評価制度の利用促進を図りたいという意図がございます。</p>
札本委員	<p>最初に局長もおっしゃっていましたが、結局は福祉サービスの質の向上ということで、横浜市として子どもや高齢者や障害者に対して、どういうことが質の高い福祉サービスになるかを示すことが重要です。県域の指標の言葉をどう読み取るかは難しいところがあると思います。今後のヒアリング等で、横浜市としてどうしていきたいかを持ち続けてもらいたいです。</p>
森委員	<p>障害分野においても、受審件数が増えることを期待しています。保護者の観点から言いますと、第三者評価を受けているのでこの施設に入りたいというように、施設を選ぶ際に第三者評価の受審有無をもって選択の判断材料にするということはなかなか難しく、現実としては福祉就労の確保の方が問題です。第三者評価を受けたからというよりは、子どもがその事業所でできる作業があるのかとか、そこに通えるのかがどうしても優先され、第三者評価の部分まで目がいかないという現実があります。第三者評価があることで質の向上につながり、すべての事業所で一定の質が確保されること、何よりも重大事故がない福祉サービスの場となることを願っています。どうしても障害分野であれば、何かあってから第三者による検証が立ち上がるというイメージがあり、保護者としては「第三者」と聞くと「何かあったのか」というようなイメージを強く持ってしまいますが、そうではなくて、第三者評価を受けた事業所がきちんと評価されるような仕組みになるようにしたいと思います。</p>
相澤委員	<p>ハローワークなどは求人票を出す時に基準をクリアしている場合はマークをつけることがありますが、それが一つの安心材料になると思います。そのような形で施設を選定する際に参考になるマークがあるとアピールになるのではないのでしょうか。</p>
白石委員	<p>マークについてですが、横浜市では第三者評価を受審すると「ひょう太くん」というステッカーが交付されるので、それを見た人から「これ何ですか」と聞かれて、そこから話が広がることもあります。マークをつけることで目立つとともに、各施設長の制度を広める意識が上がる点が良いと思います。第三者評価を受審することによって、施設全体の運営を見直し、職員一人ひとりが働きやすい職場になれば、新たな職員を採用する場合に良い人材に選んでもらえることになるのではないのでしょうか。一つひとつの施設が現場を大</p>

	切にして、現場の強化・質の向上につなげていければ良いと思います。横浜市で積み上げてきたものを、今後県域でも活かしていただきたいです。
千木良委員	推進委員会が懇談会形式になるのは、当然の流れなのかと思います。出席者から出された意見が積み重なって行って、その意見が反映されて、反映後の状況がフィードバックされる形になると望ましいのではないのでしょうか。言いつばなしになるようなことがないようにして欲しいと思います。
須田委員	私たちは成年後見を行っている団体です。冒頭の局長の挨拶でも触れられていましたが、第三者が質を評価することはとても大事なことであり、成年後見の分野でも同じことだと考えていました。今回、弁護士に依頼し成年後見の分野で独自に第三者による評価を実施しました。実施にあたっては自己評価、第三者評価、アンケート調査といった横浜市の福祉サービス第三者評価で学んだ手法を用いました。おそらく全国で初めての取組です。評価結果は、既に横浜家庭裁判所と厚生労働省の成年後見制度の促進部門に提出しています。
新保委員長	それでは、事務局案どおり、令和2年3月末をもって本委員会を廃止することについて、横浜市附属機関設置条例の一部改正に向けた手続きを進めていくということで、よろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
新保委員長	それでは、全委員異議なしということで、事務局案どおり進めてください。 なお、その後の状況については、進捗があり次第、事務局から各委員に報告することとさせていただきます。
新保委員長	<b>3 その他</b> それでは、本日予定しておりました議事は以上ですが、他に委員の皆様・事務局から何かありますでしょうか。
企画課	<事務連絡>
新保委員長	ありがとうございました。それでは、これで本日予定しておりました議事は以上となります。これまで委員会に参加させていただいて、毎回大変活発なご議論やご意見をいただきました。その間、それに対して事務局が誠実に取組を良くするための努力をずっと続けてこられた姿を拝見しておりました。形は変わってまいります、制度を良いものにするのが、利用者にとっても従事者にとっても大変意義があることだと思います。これまで

<p>平木課長</p>	<p>やってきたこと、横浜市ならではのことが多くあったと思いますので、そういった部分は自信を持ち、これからも横浜市ならではの視点を県域の中でも発信していただいて、より良い第三者評価に向けてご尽力いただくよう期待と願いを込めて事務局の皆様へのメッセージとさせていただきます。また私自身もできることをやっていきたいと思います。今まで本当にどうもありがとうございました。それではここからの進行は事務局にお戻いたします。</p> <p>新保委員長、議事進行ありがとうございました。</p> <p>本委員会のあり方についての横浜市会での審議状況につきましては、改めてご報告させていただきます。</p> <p>また、市会で原案通り可決いただけた場合になりますが、次年度以降の懇談会形式の検討会設置につきましても丁寧に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>最後になりますが、本日の議事内容につきましては、後日、議事録を送付させていただきますので御確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、令和元年度 第1回福祉サービス第三者評価推進委員会はこれもちまして閉会といたします。</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして、また活発な御議論をいただきましてありがとうございました。</p>
<p>資 料</p> <p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1：令和元年度 福祉サービス第三者評価の受審状況について（ご報告）</li> <li>・資料2：横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会のあり方について（ご提案）</li> <li>・参考資料1：横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱</li> <li>・参考資料2：横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿</li> <li>・参考資料3：横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿</li> </ul> <p>特になし</p>